

平塚市協働事業審査基準

この基準は、協働事業（市民提案型・行政提案型）に提案された事業の採択・不採択を審査するための基準を示したものである。

1 審査方法

- (1) 提案された事業のうち、市民提案型の新規事業については、企画提案書による一次審査を実施する。企画提案書の様式については別に定める。
- (2) 一次審査で採択された市民提案型事業、継続提案された市民提案型事業及び、行政提案型事業については、本審査として事業提案書及びプレゼンテーションで審査する。事業提案書の様式及びプレゼンテーションの方法については、別に定める。
- (3) 審査は、平塚市協働事業審査会が行う。ただし、一次審査は委員長及び審査会から選出された行政職以外の委員により行う。

2 一次審査の評価方法と事業の選定

- (1) 審査対象となる団体に所属する委員は、その事業の評価から外れるものとする。
- (2) 一次審査は、事業提案に向けた意見交換に進めるべき企画提案を審査により選定することを目的として実施する。
- (3) 一次審査の評価については、審査会として別表の1（一次審査の視点）の3項目について、別表の2（一次審査の評価基準）により4段階で評価する。
- (4) 3項目の評価のうち、1つでも「×評価できない」があった場合は不採択とする。
- (5) 不採択の場合は、団体へのアドバイスや提案内容により下表のとおり他制度の活用などの助言も行う。

一次審査 の判断	1 採 択	
	2 不採択	2-1 市民活動推進補助金の活用を検討 2-2 市の後援名義による実施を検討 2-3 提案団体又は行政の単独での実施を検討 2-4 今後も継続して協働の可能性を検討 2-5 行政以外との連携の可能性を検討

3 本審査の評価方法と事業の選定

- (1) 審査対象となる団体に所属する委員は、その事業の採点から外れるものとする。
- (2) 別表の3（本審査の視点）の5項目について、各審査委員が各項目別表の4（本審査の評価基準）により6点満点で採点して、項目ごとに平均点（各委員の採点の合計を委員数で割る）を出し、その点数を基に審査会として各項目の点数を決定し、5項目の合計点を出す。
- (3) 5項目の合計が18点以上（30点満点）の事業を採択候補とする。また、審査会として決定した各項目の点数のうち、ひとつの項目でも1点（劣っている）があった事業は不採択とする。
- (4) 採択候補となった事業について、審査委員の協議により事業費を査定する。
- (5) 採択候補となった事業から、別に定めた採択総額の範囲内で採択する。ただし、採択にあたっては、2年目以降の事業予算も考慮することとする。採択総額の範囲内で採択できなかった事業は不採択とする。

4 審査結果の公表

- (1) 採択・不採択にかかわらず結果は、提案団体及び事業担当課に通知する。
- (2) 審査会で決定した点数と協議内容の要旨は、ホームページ等で公表する。

協働事業審査基準別表

1. 一次審査の視点

	審査項目	審査のポイント
1	企画提案の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題や市民のニーズを踏まえたものであるか。 ・公益性があり市民サービスの向上に繋がるか。
2	協働の必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市が協働事業で取り組む必要性が認められるか。 ・市と団体のそれぞれの特性が活かされ、協働で実施することにより相乗効果が期待できるか。
3	団体の専門性・組織力	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するための専門性や知識、人材、実績等が十分にあるか。 ・団体の組織基盤が安定し、継続的な活動が期待できるか。

2. 一次審査の評価基準

◎	高く評価できる	3項目について「◎」「○」「△」「×」で評価し、一つの項目でも「×」があった場合は不採択。
○	評価できる	
△	やや評価できる	
×	評価できない	

3. 本審査の視点

	審査項目	審査のポイント
1	事業提案の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題や社会的課題を踏まえたものであるか。 ・事業を実施することで、より質の高いサービスが提供できるか。 ・具体的な効果や成果、事業が一過的でなく継続や発展が期待できるか。 ・新しい視点からの取り組みであり、今後のモデル事業となりうるか。
2	実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間内に確実に終了できる方法、計画で立案されているか。
3	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・市と団体の役割分担が明確であり、妥当であるか。 ・それぞれの持っている専門性やノウハウを活かした役割分担であるか。 ・協働で実施することにより相乗効果が期待できるか。
4	費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な経費見積もりや受益者負担等の財源確保はなされているか。 ・予算と事業成果の費用対効果は十分に見込めるか。
5	団体の実施能力	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を遂行していくための専門性や経験が十分にあるか。 ・事業を遂行していくための組織体制が整っているか。

4. 本審査の評価基準

6点	高く評価できる	5項目で各6点満点、合計30点満点で採点し、18点未満の場合は不採択。 また、一つの項目でも1点があった場合は不採択。
5点	評価できる	
4点	やや評価できる	
3点	普通	
2点	あまり評価できない	
1点	評価できない	